

第5章 証券市場等に関する制度の企画・立案

第1節 証券取引法等の改正

経緯

わが国の証券市場においては、間接金融から直接金融へのシフトに向けて、個人投資家の証券市場への参加を促進するためのインフラ整備など、証券市場の構造改革をいっそう推進していくことが喫緊の課題となっている。

こうした認識の下、金融審議会第一部会において、ビッグバン改革の成果を検証しつつ、現段階で必要な制度改革の方向性を得るための精力的な議論が行われ、15年12月24日に、「市場機能を中核とする金融システムに向けて」が部会報告としてとりまとめられた（資料5-1-1）。金融庁は、本報告を踏まえ、法律改正を要する事項について立法作業を進め、金融資本市場の基盤整備のため、16年3月5日に、「証券取引法等の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出した。同法案は、5月14日には衆議院、6月2日には参議院でそれぞれ可決・成立に至り、6月9日に公布された。（平成16年法律第97号）

法律の概要（資料5-1-2参照）

1．銀行等による株式等の売買の証券会社への取次業務（証券仲介業務）の解禁

現在、我が国の家計の金融資産に占める株式・投信の割合（約1割）が他国に比べて低い実情等を踏まえ、証券の販売チャネルをさらに拡充する観点から銀行等による証券仲介業務の解禁を行った。

具体的には、銀行等の店舗において、顧客が株式等の売買の注文を行い、銀行等がこれを証券会社に取次ぐことを可能とした。

2．市場監視機能・体制の強化（課徴金制度の導入、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等）

証券市場への参加者の裾野を広げ、個人投資家を含め、誰もが安心して参加できるものとしていくためには、証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要である。

このため、証券市場への信頼を害する違法行為に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、現行の刑事罰に加え、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入するほか、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等の措置を講ずることとした。

3．ディスクロージャーの合理化

投資家のニーズに応じた情報提供を可能とし、また、発行会社、販売会社のコスト削減により投資家のコスト負担を軽減する観点から、目論見書の交付方法等の合理化を行った。さらに、公開買付けに要するコストを削減し、また、手続の簡素化により企業再編等を促進する観点から、公開買付けの対象となる有価証券の発行者の範囲の見直し等を行った。

4．組合型ファンド（投資事業有限責任組合等）への投資家保護範囲の拡大

組合型ファンドへ投資家保護範囲を拡大するため、投資事業有限責任組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の規定を適用することとした。

5．証券会社による顧客の注文の執行について最良執行義務の導入

効果的で競争力のある市場を構築するため、取引所制度について所要の改正を行った。

具体的には、私設取引システム(Proprietary Trading Systems: PTS)について、市場間競争の促進の観点から、取引所と同様のオークション制度を認める、日本証券業協会の規則上の制度であるグリーンシートについて、その健全な発展を促す観点から、証券取引法上の位置付けを明確化するとともに、インサイダー取引規制を適用するなど、行為規制の適用関係を整理する、証券会社による顧客の注文の執行について、投資家利益の向上と市場間競争の促進の観点から、取引所取引原則を見直し、顧客にとって最良の条件で執行する義務である最良執行の確保に関する制度を整備する、こととした。

6．その他

今回の法改正に関して、銀行等による証券仲介業務の解禁、ディスクロージャーの合理化及び組合型ファンドへの投資家保護範囲の拡大等については平成16年12月1日から、課徴金制度及び最良執行義務の導入等については平成17年4月1日より、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等の市場監視機能・体制の強化については、平成17年7月1日より施行される予定。

第2節 株式等決済合理化法の制定

経緯

1989年のG30の勧告(注1)を契機に、証券決済の重要性が国際的に認識されるようになり、各国で決済リスクの削減に向けた取組みが進展した。わが国でも、証券取引のグローバル化の下で証券市場の国際競争力を左右する基盤である証券決済システムをより安全で効率性の高いものに改革していくことが喫緊の課題であるとの認識から、金融審議会において平成12年6月27日に答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」が取りまとめられ、証券決済システム改革に官民一体で取り組んできた。

金融庁では、法務省や財務省などの関係省庁とともに、決済リスクを削減するための法制度(注2)の整備に取り組んでおり、平成13年の「短期社債等の振替に関する法律」によりCPについて、平成14年の「社債等の振替に関する法律」により社債や国債等について、有価証券の種類をまたがる統一的な振替制度を整備してきたところである。(注3)

株式については、議決権等の共益権の行使のあり方などについて理論と実務の両面からなお検討が必要と考えられていたことから、上記の統一的な振替制度の対象外とされていたが、今般、法制審議会における検討を経て制度設計について結論が得られたことから、株式等を統一的な振替制度の対象に加える等の法改正を行う「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(株式等決済合理化法案。法務省・財務省と共管)を策定し、第159回通常国会に提出した。同法案は、本年5月14日に衆議院で可決され、6月2日に参議院で可決されて成立し、6月9日に公布された。(平成16年法律第88号)

(注1) G30(Group of Thirty)とは、世界の有識者からなる、国際金融・経済問題に関する提言等を行う非営利のシンクタンクのこと。このG30が「世界の証券市場における清算および決済システム」という勧告を1989年に公表して、世界的な反響を呼んだ。

(注2) 具体的には、証券決済に係る手続の一元化や明確化、証券決済の安全性や効率性の向上などを実現するため、有価証券の種類をまたがる統一的な、有価証券をペーパーレス化して帳簿で管理する制度(統一的な振替制度)の創設に取り組んでいる。

(注3) このうち、CPと国債については、既に振替システムが稼働している。

(注4) 法制審議会による検討の結果については、「株券不発行制度の導入に関する要綱」(法務省HPより入手可能)を参照。

法律の概要(資料5-2-1参照)

1. 株券不発行制度の導入

商法では、会社は、その成立後または新株の払込期日後、遅滞なく株券を発行しなければならないとされているが、今回の株式等決済合理化法により商法を改正し、株券が発行されない場合における株主の権利関係等について所要の規定を整備（注）した上で、定款で定めることにより株券を発行しないことを可能として株券の発行を会社の選択に委ねる株券不発行制度を導入した。

株券不発行制度は、法律公布の日から1年以内の政令で定める日に施行される。

（注）例えば、株式の譲渡や質入れは意思表示により行うこととされ、株主名簿への記載が会社のみならず第三者への対抗要件とされた。

2. 株式を振替制度の対象に追加

株式を統一的な振替制度の対象に加え、株券を発行しない旨の定款の定めがある、振替機関が取り扱う株式である、譲渡制限株式でない、という3つの要件を満たす株式（振替株式）については（株主名簿ではなく）振替口座簿の記録により権利の帰属が定まることとし、振替口座簿の記録事項や権利移転に係る各種手続、振替の効果、商法の特例など所要の規定を整備した。

株式の振替制度は、法律公布の日から5年以内の政令で定める日（株式等決済合理化法の施行日）に施行される。

（1）振替口座簿の記録事項

口座の種類に応じて、必要な記録事項を定めている。

なお、質権が設定された株式については、質権者の口座の中に設けられる質権欄に質権設定者名とともに記録されることとなる。（現行の保管振替制度では、質権設定者の口座の中に設けられる質権者の質権口座に記録される。）

（2）権利移転に係る各種手続

振替株式の権利の移転に係る基本的な手続は、新規記録、振替、消却の3種類である。これらの規定は、基本的には振替社債の規定と同趣旨である。なお、手続の合理化を図る観点から、消却について個別消却の手続のほか全部消却や保有株式数に応じた消却の手続を別途設けたほか、合併等の会社再編に係る手続等についても特別の手続を設けている。

（3）振替の効果等

振替の効果等について、以下のような振替社債と同趣旨の規定を設けた。

振替株式の譲渡や質入れは、振替口座簿に記録がされない限り効力を生じない

振替株式の信託は、振替口座簿に記録がされない限り、信託財産であることを第三者に対抗できない

振替口座簿に記録がされれば、振替株式についての権利を適法に有すると推定する

取引の安全を確保する観点から、振替株式について善意取得を認める（振替口座簿に善意無重過失で振替株式の記録を受けた加入者（投資家等）は、当該振替株式を取得することができる）

振替機関や口座管理機関が振替口座簿に超過記録（誤って本来の株式数より大きい株式数を記録をすること）をした場合には、加入者や振替機関、口座管理機関、発行会社などの当事者間の権利義務関係について、所要の調整を行う（超過記録をした振替機関等による加入者への損害賠償など）

（４）商法の特例

株式については、社債と異なり、基準日等における株主を把握して、議決権等の権利を行使する者を確定させる必要がある。そこで、基準日等の一定の日において、振替口座簿の内容を振替機関が集約して発行会社に通知し、その通知内容を株主名簿に反映させるという総株主通知制度を設けた。

また、株主総会招集請求権などの少数株主権等は、議決権等とは異なり、株主ごとに随時個別的に行使されるため、権利行使時点の株主と株主名簿上の株主が異なることが少なくない。そこで、株主が少数株主権等を行行使する場合には、まず振替機関や口座管理機関を通じて自分が株式を保有している旨等を発行会社に通知することとし、その後の一定期間内に少数株主権等を行行使することとした。

３．新しい振替制度への移行に係る措置

決済制度の簡素化や効率化の観点から、上場株式等について利用されている保管振替制度を新しい振替制度の導入と同時に廃止することとしたが、これに伴う経過措置として、保管振替機関に預託されている株式については、株主が特段の手続をとらなくても、施行日に新しい振替制度へ移行できることとし、上場株式等（注１）の新しい振替制度への円滑な移行を図っている。

保管振替制度に預託されていない株式については、証券口座等に入っていない以上、自動的に新しい振替制度へ移行させることはできないので、発行会社が株主名簿に記載されている株主の名義で特別の口座（特別口座）を開設し、その口座に株式の記録をすることによって、新しい振替制度へ移行することとした。特別口座に記録された株式の株主は、そのまま議決権等の権利を行使することができるが、株式を他人に譲渡する場合には、特別口座から自らが開設した口座に株式を振り替えた後に譲渡することとなる。

この他にも、施行日直前の措置として、略式質権者の保護に関する特例や保護預り株券の保管振替機関への預託の特例（いずれも施行日の１

ヶ月前から2週間前の前日まで) 保管振替機関に対する株券の預託や交付請求の制限(施行日の2週間前から)などの措置を設けている。

(注1) 法律上は、「保管振替制度を利用している会社の株式」について移行措置が設けられているが、現在稼働している保管振替機関(株証券保管振替機構)の業務規程や証券取引所規則等の規定により、実質的には上場株式等が移行措置の対象となる予定。

(注2) 上場等をしていない非公開会社については、株券不発行制度の利用は任意。

4. 振替制度の対象拡大

統一的な振替制度の対象として、株式のほかに、新株の引受権、新株予約権、新株予約権付社債などの株式グループの商品を追加した。

(注) 上記のほかに、投資口、協同組織金融機関の優先出資、特定目的会社の優先出資、協同組織金融機関の優先出資引受権、特定目的会社の新優先出資の引受権、特定目的会社の転換特定社債、特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債を追加している。

5. その他の法改正について

商法について、株券不発行制度の導入のほかに、譲渡制限会社は株主からの請求がない限り株券を発行しなくてもよいこととする、株主名簿の閉鎖期間制度を廃止して基準日制度に一本化する、新株発行において新株引受人が株主となる日を払込期日の翌日から払込期日とする等の改正を行った。

また、投信法、優先出資法、資産流動化法、保険業法及び旧資産流動化法について、商法改正に伴う所要の改正を行った。

第3節 公認会計士法の改正に伴う関係政府令の改正

経緯等

証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確保する等の観点から、公認会計士監査の充実・強化を図るための公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）が、平成15年5月30日に成立し、同年6月6日に公布された。

平成16年4月1日の同法施行（試験制度に関する部分は平成18年1月1日）に伴い、関係政令及び内閣府令について所要の規定の整備を行った。

公認会計士法の改正に伴う主な政令、主な内閣府令の改正の概要

1. 主な政令の改正の概要

(1) 「公認会計士法施行令の一部を改正する政令」(平成15年12月19日公布、平成16年4月1日施行)

公認会計士等の独立性の強化に関連する所要の規定の整備を行った。主なものは以下のとおり。

ア．公認会計士等に係る著しい利害関係がある場合には、監査証明業務を行ってはならないとされているが、その適用除外となる関係等を規定した。

イ．監査証明業務と非監査証明業務の同時提供の禁止及び継続的監査の制限等を受ける対象である「大会社等」の範囲を明確化した。

ウ．継続的監査の制限に関して、連続する会計期間の上限を7会計期間とし、連続する会計期間経過後の監査関連業務の禁止期間を2会計期間とした。

(2) 「公認会計士法施行令の一部を改正する政令」(平成15年12月25日公布、平成18年1月1日施行)

公認会計士試験制度の見直しに関連する所要の規定の整備を行った。主なものは以下のとおり。

ア．改正法による第1次試験の廃止に伴い、第1次試験の免除に関する規定を削除した。

イ．専門職大学院で一定の学位を修得した者には、その申請により、短答式試験科目のうち財務会計論、管理会計論及び監査論を免除することとした。

ウ．上場会社等において、会計又は監査に関する事務又は業務で通算7年以上従事した者には、その申請により、短答式試験科

目のうち、財務会計論を免除することとした。

エ．企業会計の基準あるいは監査基準の整備改善に従事した者で、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会が認定した者には、論文式試験科目のうち、会計学あるいは監査論を免除することとした。

2．主な内閣府令の改正の概要

- (1)「公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成15年12月25日公布、平成16年4月1日施行)

大会社等に対する監査証明業務との同時提供が禁止される非監査証明業務、監査証明業務が禁止される公認会計士等と被監査会社等間での著しい利害関係等を規定した。

- (2)「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成15年12月25日公布、平成16年4月1日施行)

改正法による指定社員制度の導入を受け、指定証明の場合の監査証明書等への指定社員の自署・押印に関する規定、監査概要書の様式の中での指定社員の記載、監査証明業務及び非監査証明業務の報酬の記載等の規定を加えることとした。

- (3)「日本公認会計士協会に関する内閣府令」(平成16年3月24日公布、平成16年4月1日施行)

改正法による日本公認会計士協会が行う監査法人等への品質管理レビューを公認会計士・監査審査会がモニタリングする制度の導入を受け、日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果の報告頻度及び報告事項等を規定した。

- (3)「公認会計士試験規則の全部を改正する内閣府令」(平成16年3月25日公布、平成18年1月1日施行)

改正法による公認会計士試験制度の大幅な見直しを受け、公認会計士試験の各試験科目について、内閣府令で定めることとされた分野又は試験科目の範囲等を規定した。

- (4)「監査法人に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成16年3月19日公布、平成16年4月1日施行)

改正法による監査法人の設立等の認可制の届出制への変更を受け、監査法人の成立、定款変更等の届出に関する所要の規定の整備及び業務管理体制の整備についての要件等を規定した。

第4節 その他証券市場等に関する各種施策

証券市場の整備等

1. 「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う政令・府令等の整備について

証券市場の構造改革の促進を図る観点から、平成15年5月30日に「証券取引法等の一部を改正する法律」が公布されたことから、この法律の委任に基づき、「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(平成16年政令第9号)、「証券仲介業者に関する内閣府令」(平成16年内閣府令第1号)、「証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成16年内閣府令第3号)等を制定し、以下の事項について整備を行った。なお、証券会社・投資信託委託業者・認可投資顧問業者の最低資本金を1億円から5千万円に引き下げするための措置も同時に行った。

- (1) 証券仲介業制度の導入に伴い、証券仲介業者の登録手続きに関する事項、禁止行為などの行為規制、営業報告書や法定帳簿の記載内容などについて所要の整備を行うと同時に、証券仲介業務の委託を行う所属証券会社等の行為規制等に係る所要の整備を行った。
- (2) 証券会社・投資信託委託業者・認可投資顧問業者の主要株主規制の導入に伴い、主要株主の範囲を定める措置や届出手続き等について所要の整備を行った。
- (3) 証券取引所持株会社制度・金融先物取引所持株会社の導入や、証券取引所・金融先物取引所の株主に関する規制の見直しに伴い、持株会社や株主の認可・届出の手続き等について所要の整備を行った。
- (4) 許可外国証券業者制度の導入に伴い、許可外国証券業者の許可申請に関する事項、禁止行為などの行為規制、営業報告書の記載内容等について所要の整備を行った。
- (5) 海外証券取引所の国内設置についてのルールを明確化したことに伴い、外国証券取引所の認可の手続き等について所要の整備を行った。
- (6) その他所要の改正を行った。

2. 一般振替に係る証券取引清算機関の稼働

(株)ほふりクリアリングに対し有価証券債務引受業の免許を付与し、同社が平成16年5月17日に証券取引清算機関として一般振替(注)に係る清算業務を開始した。

(注) 一般振替とは、(株)証券保管振替機構に預託された有価証券に関する口座振替のうち、取引所有価証券市場取引及び店頭売買有価証券

市場取引の決済に係る口座振替を除いたものをいう。

3．大阪証券取引所の自己株式の上場承認について

金融庁においては、株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。）より、大証の自己株式を自らが開設する取引所有価証券市場（ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」）に上場することに関し、証券取引法110条第2項の規定に基づく上場承認申請を平成15年12月11日に受け付けた。

当該上場承認申請について、大証の「有価証券上場規程」、「株券上場審査基準」、「ヘラクレスに関する有価証券上場規程等の特例」等の規則（いずれも金融庁の認可規則）に基づき金融庁で審査を行った結果、審査基準等に定める要件に適合していると認められたため、平成16年2月26日付けで上場の承認を行った。なお、上場日は平成16年4月1日である。

ディスクロージャー制度の整備等

1. 金融審議会金融分科会第一分会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」に基づく整備（証券取引法改正関係）（資料5 - 4 - 1参照）

平成15年12月24日に公表された金融審議会金融分科会第一分会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」に基づき、ディスクロージャーの合理化等を内容とする「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第97号）により証券取引法の一部が改正された。

ディスクロージャー制度関係の主な改正の概要は以下のとおりである。

（1）目論見書制度の見直し

投資者のニーズに応じた情報提供を可能とし、また、発行会社、販売会社等のコストを削減することにより投資者のコスト負担を軽減する観点から、目論見書制度の見直しを行った。

ア．目論見書の定義の明確化（証券取引法（以下「法」という。）第2条第10項）

有価証券の募集又は売出しのために、作成・交付が義務付けられる文書を目論見書と定義した。

イ．目論見書の交付義務の特例規定の新設（法第15条第2項）

（ア）投資者に必ず交付しなければならない目論見書

有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に交付しなければならないが、次の場合は交付義務を免除することとした。

同一の銘柄の有価証券を所有する者が当該目論見書の交付を受けないことについて同意した場合

その同居人が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる場合で、当該目論見書の交付を受けないことについて同意したとき

（イ）投資者からの請求に応じて交付する目論見書

投資者からの交付の請求があった場合には、有価証券を取得させ、又は売り付ける時まで、直ちに、当該目論見書を交付しなければならないこととした（政令で対象とする有価証券を投資信託証券（受益証券及び投資証券）とする予定）。

（ウ）訂正目論見書

訂正届出書が提出された場合には、あらかじめ又は同時に交付しなければならないこととした。

（エ）発行価格等を記載しないで交付した目論見書に発行価格等を公表する旨及び公表の方法が記載され、当該公表の方法により発行

価格等が公表された場合には、訂正目論見書の交付義務を免除することとした。

ウ．要約目論見書（法第 13 条第 3 項）及び墓石広告（法第 13 条第 6 項）の規定を削除した。

エ．有価証券の募集又は売出しのための目論見書以外の資料に係る規定を明確化を図るため、目論見書以外の資料（文書、図画、音声、電磁的記録等）に虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を禁止した（法第 13 条第 5 項）。

（2）公開買付制度の改正の概要

公開買付けに要するコストを削減し、また、手続を簡素化することにより企業再編等を促進する観点から、公開買付制度の見直しを行った。

ア．対象有価証券の発行者の範囲の見直し（法第 27 条の 2 第 1 項）

公開買付制度の対象有価証券の発行者の範囲を、有価証券報告書の提出義務要件（上場、店頭登録、届出書提出、外形基準）に該当する株券等（株券、新株予約権付社債券等）の発行者とすることとした。

イ．対象有価証券の範囲の見直し（法第 27 条の 2 第 1 項）

公開買付制度の対象有価証券の範囲を拡大するための規定を整備した（政令で投資証券を追加する予定）。

ウ．公開買付開始公告等を行うための方法の拡充（法第 27 条の 3 第 1 項）

公開買付開始公告等について、公告の方法を拡充するための規定を整備した（政令で現行の「日刊新聞紙」による方法に加えて、「電子公告」によることを可能とする予定）。

2．金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」に基づく整備（その他）（資料 5 - 4 - 1 参照）

上記「1 .」の他に、平成 15 年 12 月 24 日に公表された金融審議会金融分科会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」に基づき、次に掲げる項目に係る制度整備を行うため、今後、証券取引法施行令、関係内閣府令等の改正を行う予定。

（1）目論見書制度の見直し

ア．訂正届出書（訂正目論見書）の提出基準の明確化

イ．販売会社に関する情報の目論見書への綴じ込み

ウ．販売手数料の記載方法

エ．短期決算型の投資信託証券に係る臨時報告書の提出免除

オ．目論見書の名称

カ．目論見書の電子交付の要件の簡素化

- (2) 公開買付制度の見直し
 - ア．対象有価証券の範囲の見直し
 - イ．3分の1ルール（強制的公開買付制度）の適用除外要件の拡大
 - ウ．3分の1ルールにおける「著しく少数の者」に係る基準の緩和
 - エ．別途買付け禁止の適用除外要件の拡大
 - オ．公開買付開始公告を行う日刊新聞紙に係る要件の緩和
 - カ．公開買付開始公告の内容の見直し
 - キ．公開買付届出書の記載内容の見直し
 - ク．買付条件等の変更に伴う公開買付期間の延長の弾力化
- (3) 規制緩和項目
 - ア．適格機関投資家に関する届出手段の緩和
 - イ．社債の私募に係る転売制限に関する要件の緩和
 - ウ．募集に係る届出要件（人数通算）における「同一種類の有価証券」の定義の明確化
 - エ．募集又は売出しに係る届出要件（金額通算）の緩和
 - オ．有価証券届出書等の記載事項の見直し
 - カ．発行登録制度の対象有価証券の範囲の拡大

3．企業内容等の開示制度の電子化の整備（資料5 - 4 - 2、3参照）
 証券取引法に基づく開示書類等の開示用電子情報処理組織（EDINET）（法第27条の30の2）を使用する提出・縦覧手続は、平成13年6月1日から段階的に実施され、平成16年6月1日から有価証券届出書、有価証券報告書等についてその使用が義務化された。

これに伴い、「証券取引法施行令の一部を改正する政令」（平成16年政令第184号。以下「改正政令」という。）、「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成16年内閣府令第53号。以下「改正府令」という。）等により、次のような所要の整備が行われた。

- (1) 有価証券届出書、有価証券報告書等の電子開示手続を EDINET を使用して行うための規定及び EDINET による届出の受理に係る権限委任の規定等については、「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」（平成12年法律第96号。以下「改正法」という。）附則の規定が適用されていたが、平成16年6月1日から証券取引法の本則の規定が適用されることから、改正法附則に基づく「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令」（平成14年政令第177号）の規定を「証券取引法施行令」に移行するため、改正政令による規定の整備を行った。
- (2) (1) と同様に、改正法附則に基づく「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府

令」(平成14年内閣府令令第44号)を廃止し、その規定を「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」に移行するため、改訂府令による規定の整備を行った。

- (3) 有価証券報告書等の開示書類について、証券取引法第27条の30の5第1項の規定により例外的に書面で提出する場合は署名、代表者印の押印が必要である旨、開示書類の様式の「記載上の注意」に明記した。
- (4) 入出力装置及び磁気ディスクの技術的基準を定めるための金融庁告示を整備する等その他の整備を行った。

4. 商法上の取締役会決議による自己株式取得の解禁に伴う開示書類様式の改正等

定款授權に基づく取締役会決議による自己株式の解禁等に係る「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第132号)等の施行に伴い、有価証券届出書、有価証券報告書及び自己株券買付状況報告書等の様式の「自己株式取得状況」欄に「取締役会決議による買受けの状況」等の記載項目が設けられた。

5. 平成16年6月の金融審議会第一部会報告(資料5-4-4参照)

外国会社等の我が国における開示書類に係る制度上の整備・改善

平成16年6月23日に公表された金融審議会金融分科会第一部会報告「外国会社等の我が国における開示書類に係る制度上の整備・改善について - 外国会社等による「英文開示」 - 」に基づき、必要な制度整備に向けた立法作業を行う予定。

その主な概要は次のとおり。

- (1) 我が国の証券取引法により外国会社等にその提出が義務づけられている開示書類について、金融庁長官が「公益又は投資者保護に欠けることがないもの」として認める場合には、国際的な金融の分野で通常使用される言語である英語による表記を認め、当該外国会社等の本国の開示基準に基づく開示書類の提出を認めるべき。
- (2) これを実施するための具体的措置として、
 - ア. 対象は、「セカンダリー(本国において、一定の期間、既に適正な開示が行われている場合)」における「継続開示書類」とする。
 - イ. 投資者の投資判断に最低限必要な情報についての「日本語による要約」の提出を義務づける。
 - ウ. 投資者保護上の措置として、外国会社等及び証券会社に法令による誤認防止措置を義務付ける。

(注)「誤認防止」とは、その開示書類が我が国の基準ではなく英語

で開示されているにもかかわらず、我が国の基準に基づき日本語で開示されているものと誤解をして当該有価証券を購入することを防止すること。

- (3) その他の手段として「継続開示書類の提出義務免除要件の緩和」等の措置を併せて具体化すべき。
- (4) 平成 17 年度(「外国 E T F 」について「英文開示」を認めること等)から段階的に実施し、その他の有価証券については平成 19 年度を目途に実施する。

会計基準及び監査基準の整備

企業の経営の多角化、金融・証券市場のグローバル化、情報技術の進展等に適切に対応し、自己責任原則の下で、投資者に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点等も踏まえ、会計基準及び監査基準の整備・改善を図っているところである。

1. 企業会計審議会

企業会計審議会では、金融システム改革の一環として、国際的調和の観点も踏まえつつここ数年で数多くの会計基準等の整備を行ってきた（第7章第3節「企業会計審議会」参照）。

（1）会計基準

近年、連結財務諸表原則の改訂、退職給付会計、税効果会計、金融商品に係る会計基準、外貨建取引等会計処理基準、固定資産の減損に係る会計基準を設定し、この1年間では企業結合に係る会計基準を設定した。

（2）監査基準

近年、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提への対処に関する注記の導入、監査基準、中間監査基準の改訂等を行った。

2. 財務会計基準機構・企業会計基準委員会との連携

平成13年7月、財務会計基準機構が設立され、同機構内に企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）が発足した。これは、民間団体が会計基準を設定している主要先進国等の状況等を踏まえ、政府から独立した主体で会計基準を議論すべきであるという強い社会的認識が背景にあり、経済団体連合会、日本公認会計士協会等の民間団体が中心となっ
て行われたものである。

企業会計基準委員会は、独立した機関として企業会計基準の調査研究・開発等を行っている。金融庁は、オブザーバーとして委員会及び専門委員会に出席し、委員会に会計基準の整備を促しているほか、専門委員会を通じた国際会計基準への対応を行っている。

（1）会計基準、適用指針等の整備状況

企業会計基準委員会は、これまでに「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」「1株当たり当期純利益に関する会計基準」「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準の適用指針」を公表するなど、2つの会計基準、6つの適用指針及び14の実務対応報告を公表している。このうち、この1年間に整備されたものとして、平成

15年10月「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」ほか、4つの実務対応報告がある。

(2) 国際会計基準への対応

企業会計基準委員会は、国際会計基準審議会（IASB）の毎月の会合の前に「国際対応専門委員会」を開催し、IASBの議論の動向等を分析し、対応すべき事項の検討を行っている。金融庁としても同専門委員会に出席する等を行い、国際会計基準への対応を行っている。

3. 2005年問題への対応

(1) 経緯等

ア. 「2005年問題」

欧州連合（EU）は、2002年7月に、原則として2005年1月から、EU域内で公募又は上場するEU域内の会社の連結財務諸表の作成基準として国際会計基準の採用を義務付ける方針を決定した。これに伴ない、EUは、発行開示を規制する「目論見書指令」を2003年7月に採択し、継続開示（定期開示）を規制する「透明性指令」を今後採択することとしており、両指令では、EU域外の会社によるEU域内での公募又は上場についても、連結財務諸表の作成基準として「国際会計基準又は国際会計基準と同等と認められる会計基準」に拠るべきことを求めている。

このような状況の下で、EUが、我が国の会計基準を国際会計基準と同等であると認めない場合には、我が国の会社をはじめとする証券発行者のEU域内での資金調達等の事業活動に支障をきたす恐れがあるとの指摘がなされてきた。

イ. 経緯

我が国としては、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、東京証券取引所等の関係団体と協力しながら、欧州委員会やEU各国等の関係者に対して、我が国の会計基準を「国際会計基準と同等と認められる会計基準」として受け容れるように働きかけを行ってきた。

そのような努力の結果、我が国の会計基準が「国際会計基準と同等と認められる会計基準」として受け容れられるかについては、EUにおいて更に具体的な検討が進められることが決定されるとともに、EU域外の会社については、目論見書指令（発行開示）に関しては2006年末まで、また、透明性指令（継続開示）に関しては、2006年末頃の指令の施行まで本国基準の使用が認められることとなった。

(2) 企業会計審議会企画調整部会での検討

ア．審議の経緯

我が国において、外国及び国内のそれぞれの会社について、国際会計基準に基づき作成された連結財務諸表を我が国の法制度上どのように位置付けていくのかという課題について議論を整理するため、平成 16 年 2 月の企業会計審議会総会において「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応」を審議事項として採り上げることを決定し、同年 3 月から企画調整部会において検討を開始した。

審議では、国際会計基準に準拠した連結財務諸表を、証券取引法の下で制度上どのように位置付けるかという観点から、主に EU 域内を含む外国の会社が、我が国で公募又は上場する際に、国際会計基準に準拠した連結財務諸表を利用する場合、我が国の会社が国内で国際会計基準に準拠した連結財務諸表を利用する場合、の制度上の課題等が議論された。

イ．論点整理の公表

当審議会は、これまでの審議において議論された論点を整理した「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）」を取りまとめた。平成 16 年 6 月、本論点整理を公表し、広く意見等を求めている。

(3) 日本会計基準 PR パンフレットの作成・活用

我が国の会計基準が、国際会計基準及び米国会計基準と整合的であること等を EU 諸国等において PR をするため、企業会計基準委員会、日本公認会計士協会等の関係者と協力してパンフレット(英語、独語、仏語)を作成した。

作成したパンフレットは、海外の関係者の理解を深めるため、金融庁をはじめ関係諸機関から、国際的な会議等さまざまな機会を通じて幅広く配布している。

なお、パンフレットは金融庁のホームページにも掲載している。

(金融庁ホームページ・<http://www.fsa.go.jp/refer/jgaap>)

第5節 証券市場その他の金融市場

東京金融先物取引所の株式会社化

近年、グローバルな市場間競争が激化しており、国内外の証券取引所や先物取引所は、株式会社化及び他取引所との統合再編を進め、公共性と営利追求のバランスを図りながら、コーポレート・ガバナンスの強化を通じて、積極的な業務展開を図っている。こうした状況の中で、我が国においても、平成12年に金融先物取引法を改正・施行し、金融先物取引所がこれまでの会員組織に加えて株式会社組織を採ることができる法的枠組みを整備したところである。

東京金融先物取引所においては、平成15年8月に「組織のあり方に関する特別委員会」を設置し、株式会社化に関する具体的な論点を十分に議論を詰めながら検討を重ねていたが、同年10月、同委員会から「東京金融先物取引所の組織のあり方」として「株式会社化を機に、自らを改革し、より効率的で多様なサービスを安定的に提供して、我が国を代表する金融インフラとして、国際的にも競争力ある存在になることを期待し、所要の準備を進め、早期に、本取引所を株式会社に組織変更することが望ましい。」という趣旨の答申が報告された。

これを受けて、東京金融先物取引所は、翌年4月1日に株式会社への組織変更を行った。

組織変更後は、株式会社組織の利点を活かして、経営の透明性を高め、また、資金調達手段の多様化を図るとともに、より積極的に業務を遂行する活力ある組織を構築することなどによって、内外の幅広い市場利用者に対して、一層魅力的で効率性が高くかつ公正性・信頼性の高い市場を提供していくことが期待される。

なお、国内の証券取引所では、東京、大阪、名古屋が株式会社への組織変更を行っている。

(参考)

(平成16年6月30日現在)

取引所名	東京金融先物取引所	東京証券取引所	大阪証券取引所
代表者	齋藤 次郎	鶴島 琢夫	米田 道生
役員数	取締役 7名 監査役 3名	取締役 11名 監査役 4名	取締役 11名 監査役 3名
設立年月日	平成元年4月25日	昭和24年4月1日	昭和24年4月1日
資本金	58億円	115億円	47億円
発行済株式数	1,168,930株	2,300,000株	90,000株
全従業員数	52名	730名	206名
組織変更日	平成16年4月1日	平成13年11月1日	平成13年4月1日

外国取引所端末（CME GLOBEX）の設置

近年、金融技術の進展や情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、金融証券取引のグローバル化も急速に進み、市場間の競争も激化している。

また、資金を調達・運用する投資家は、リスク選好度等に応じた金融商品が多様なチャネルを通じて提供されることを求め、このような状況の下、平成14年12月の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において、「海外取引所端末の国内への端末設置については、諸外国において、手続や設置条件等についての枠組みの整備が進められており、今後のニーズの拡大の可能性も踏まえると、我が国においても、国内投資家保護の観点から法令においてルールの特化を図るべきである。」との結論に達し、平成15年に証券取引法及び金融先物取引法が改正され、本年4月に施行されたところである。

金融庁は、これまで海外取引所からの端末設置の要請に対し、個別に対応を行い、海外取引所に情報提供を求めるなどの任意の協力を要請してきたところである。シカゴマーカントイル取引所（CME）は、電子取引システムであるGLOBEX端末を日本国内に設置してきたところであるが、法改正を受けて、引き続き端末による電子取引を継続するために認可を申請し、当局においては、法令に基づき投資家保護や取引の公正の確保の観点から審査を行い、これを改正法施行と同時に認可したところである。

（参考）

MOU（証券分野の情報交換取極）状況

平成 9年 3月 金融庁と中国証券監督管理委員会との間で締結。

平成13年12月 金融庁とシンガポール通貨監督庁との間で締結。

平成14年 5月 金融庁とSEC（米国証券取引委員会）及びCFTC（商品先物取引委員会）との間で締結。